

第 99 回薬剤師国家試験過去問題集(演習型解説書) 改訂表

2016年5月27日現在

日本薬局方の改訂、法改正等により以下の箇所が変更となります。

ページ	問番号	箇所	変更前	変更後
84	問 71	解説文 1 行目	希少疾病用医薬品、希少疾病用 医療機器は	希少疾病用医薬品、希少疾病用医療 機器、 希少疾病用再生医療等製品 は
		解説文 3行目	(薬事法第 77 条の 2)	(医薬品医療機器等法第 77 条の 2)
87	問 74	問題文 1 行目	薬事法に生物由来製品～	医薬品医療機器等法 に生物由来製品 ～
159	関連問題	問題文 1 行目	食事摂取基準 (2010 年版)	食事摂取基準 (201 5 年版)
160	関連問題	3	生活習慣病の一次予防	生活習慣病の 発症予防及び重症化予 防
	Exercise	問題文 7 行目	生活習慣病の一次予防	生活習慣病の 発症予防及び重症化予 防
162	Exercise 解答	①②	①9.0、②7.5	① 8.0 、② 7.0
170	関連問題	解説文 3	献血時に血液の抗体検査を行 う感染症	ヒトバロウイルス B19 感染症(伝 染性紅斑、リンゴ病) を追加
189	問 140	解説 4	MSDS	SDS
190	関連問題	解説文 3		
191	Exercise	③		
192	問 141	解説文 2	(薬事法第 49 条)	(医薬品医療機器等法第 49 条)
		解説文 5	(薬事法第 48 条)	(医薬品医療機器等法第 48 条)
204	問 148	解説文 4 3 行目	一般診療と共通する部分(評価 療養、選定療養)は、保険外併 用療養費として保険が定額さ れるようになり、それ以外の特 別の部分を自己負担するとい うものである。	保険診療との併用を認める制度であ る。保険診療との併用が認められて いる療養には、評価療養、選定療養、 患者申出療養がある。 (平成 28 年から患者申出療養が追 加された。)
205	関連問題	解説文 5	全文	○：保険外併用療養費の対象となる ものは、 評価療養、選定療養、患者 申出療養 である。
207	Exercise	4 行目	GQP は、医薬品、医薬部外品、 化粧品及び医療機器の	GQP は、医薬品、医薬部外品、化粧 品及び 再生医療等製品 の
		5 行目	GVP は、医薬品、医薬部外品、 化粧品及び医療機器の	GVP は、医薬品、医薬部外品、化粧 品、 医療機器及び再生医療等製品 の
209	関連問題	1	薬事法上の治験には該当しな い。	医薬品医療機器等法 上の治験には該 当しない。
344	Exercise	<input type="text"/> 内・解 答	12 種のビタミン、5 種のミネ ラル	1-3 系脂肪酸、13 種のビタミン、 6 種のミネラル

463	問 307	解説文 1	(薬事法第 25 条)	(医薬品医療機器等法第 4 条)	
		解説文 2	(薬事法第 37 条)	(医薬品医療機器等法第 37 条)	
470	問 311	問題文 2 行目	薬事法	医薬品医療機器等法	
		解説文 1	(薬事法第 2 条)	(医薬品医療機器等法第 2 条)	
		解説文 2	(薬事法第 76 条 4)	(医薬品医療機器等法第 76 条 4)	
		解説文 4	(薬事法第 77 条)	(医薬品医療機器等法第 76 条 10)	
476	問 315	解説文 1	「医薬品の副作用」とは、医薬品が適正な使用目的に従い適正に使用された場合においてもその許可医薬品により人に発現する有害な反応をいう	「許可医薬品等の副作用」とは、許可医薬品又は許可再生医療等製品が適正な使用目的に従い適正に使用された場合においてもその許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品により人に発現する有害な反応をいう	
		Exercise	問題文 1 行目	生物由来製品を介した	許可生物由来製品等を介した
		Exercise	問題文 3 行目	医薬品の副作用とは、	許可医薬品等の副作用とは
477	Exercise 解答	①③	①医薬品、 ③許可医薬品	①許可医薬品等、 ③許可医薬品及び許可再生医療等製品	

(補足) 510	問 340	処方箋の 処方箋の図	<p>保険医療機関及び保険医療養担当規則の改正により、平成 28 年 4 月 1 日より処方箋の様式(備考欄)が変更された。</p> <p>【変更前】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>保険医署名 <small>「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。</small></p> </div> <p>【変更後】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>保険医署名 <small>「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。</small></p> <p>保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「✓」又は「×」を記載すること。)</p> <p><input type="checkbox"/> 保険医療機関へ読義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供</p> </div>
-------------	-------	---------------	---